

歯科点数等 Q & A

(歯冠修復及び欠損補綴)

Q 1 有床義歯内面適合法(床裏装)を再度行う場合、期間に定めはあるか。

A 1 有床義歯の再製作のように 6 か月以上の期間の定めはありません。歯科医学的な必要性から、実態に応じて算定してください。

※歯科点数表の解釈(2025年6月版、社会保険研究所)(以下、青本) p432

Q 1 上下顎の義歯を製作する場合の歯科技工士連携加算 1 について、例えば、上顎義歯については、咬合採得時に歯科技工士連携加算 1 を算定し、下顎義歯については、仮床試適時に歯科技工士連携加算 1 を算定することができるか。

A 1 算定できます。なお、歯科技工士連携加算 2 についても同様の取扱いです。

※青本 p399 事務連絡 2024.3.28 「歯科」問 40